

高松市弦打土地改良区定款

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第2条 この土地改良区は、高松市弦打土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第 99 号である。

（地区）

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

町 名	地 域
飯田町 鶴市町 郷東町	一円の田、畑

（事業）

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 香東川、古川から引水するかんがい施設の維持管理
- 二 農業用 用排水施設、農業用道路、その他農地の保全又は利用上必要な施設の維持管理
- 三 農業 用排水施設、農業用道路、その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、改修
- 四 前各号施設の災害復旧

2 この土地改良区は、前項第 1 号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

（事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、高松市鶴市町に置く。

（公告の方法）

第6条 この土地改良区の公告は、この土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第 2 章 会 議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第8条 総代の定数は 30 人とする。

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第10条 総代の任期は、4 年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書きに規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第13条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

（議決方法の特例等）

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時

期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

（役員の定数）

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事 10 人及び監事 3 人とする。

2 前項の監事定数のうち、1 人は法第 18 条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

（役員の選任）

第18条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（理事長）

第19条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって副理事長を定め、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

（事務の決定）

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第23条 役員の任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項のただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第24条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき、又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

（経費分担の基準）

第25条 第4条第1項各号及び第2項の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割及び受益割に賦課する。ただし、地積割に賦課するとき、畑については田の3分の1の標準による。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営に要する経費に充てるための賦課金は、この地区にある土地全部につき地積割により賦課する。ただし、畑については田の3分の1とする。

（賦課徴収の方法）

第26条 前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

（特別徴収金）

第27条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

（督促）

第28条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第29条 第25条、第27条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納し、又は定期内に履行しない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の理由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

（係及び委員会）

第30条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2 この土地改良区の事業の運営を公平かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第31条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第32条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第29条の規定を準用する。

（基本財産）

第33条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産分配の制限）

第34条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

（残余財産の帰属者）

第35条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により 選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理 を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

（事業年度）

第36条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（電磁的方法）

第37条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

（委任）

第38条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則 （令和3年度通常総代会で議決）

- 1 この定款は、認可の日（令和3年6月3日）から施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。
- 3 総代選挙については、令和5年3月31日までの間、従前の例による。
- 4 この定款の一部変更は、認可の日（令和8年3月31日）から施行する。